

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の背景

島根県においては、令和2（2020）年4月に「しまねっ子すくすくプラン（島根県次世代育成支援行動計画、島根県子ども・子育て支援事業支援計画、島根県ひとり親家庭等自立促進計画）」を策定し、少子化対策やこども・子育て支援施策などを推進してきました。

その間においても、全国的に出生数は年々減少し、令和5（2023）年の全国の出生数は72.7万人と過去最少となりました。また、合計特殊出生率も低下傾向にあり、同年の全国の合計特殊出生率は1.20で過去最低となり、少子化、そしてそれに伴う人口減少には歯止めがかからない状況です。

島根県においても、全国的な少子化傾向の影響を受け、令和5（2023）年の出生数は3,759人と過去最少となり、また合計特殊出生率も1.46と、全国的には上位を維持しているものの過去最低となっています。

雇用の不安定さや長時間労働、また、従来からの女性に偏った家事・育児の負担、そして子育てや教育に係る経済的負担の重さなど、就職や結婚、子育てといった大事なライフイベントが重なる時期において、若い方々の将来不安が解消されず、結婚すること、またこどもを産み育てることをためらう、或いは望んでも実現しにくいといった状況が結果的に大きく影響しているものと考えられます。

こうした中で国においては、令和5（2023）年4月に、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進するための包括的な基本法として「こども基本法」が施行されました。日本国憲法、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すこととされています。また同年12月には、これまで別々に策定されてきた少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及びこどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく3つのこどもに関する大綱を一つに束ね、こども施策の基本的な方針等を一元的に定めた「こども大綱」が閣議決定されました。都道府県においても、こども基本法の規定により、こども大綱を勘案してこども施策を総合的に推進するためのこども計画の策定に努めることとされています。

(2) 計画の目的

島根県では、多世代同居の割合が高く、待機児童率も低いことなどを背景に、育児をしている女性の有業率が高く、子育てしながら働きやすい環境があります。

このような強みを活かしながら、人口減少に歯止めをかけるための取組を進めていかなければなりません。

結婚や出産は、あくまでも個人の自由な意思に基づくものであることを前提とした上で、若い世代が結婚や出産、子育てという人生の重要な選択ができる環境を整え、その希望を安心してかなえられるよう、子どもや若者、子育て当事者の人生を切れ目のない視点で捉えて取組を進めることが必要です。

子どもは生まれてから乳幼児期、学童期、思春期、青年期と、保護者や地域社会の大人との関わりや学び・体験を通じて心身ともに成長するため、子どもを取り巻く環境は成長の過程に大きく影響し、人生における選択にも関わってきます。したがって、経済的な困難を有する子ども、虐待を受けた子ども、障がいのある子ども、ひとり親家庭の子ども等、困難を抱える子どもを含めた全ての子どもが健やかに成長できるよう、困難の早期発見から保護・支援につなぐ体制の整備や社会的養育体制の充実をはじめとする各種相談支援体制の強化を図る必要があります。

また、子どもや若者、家庭が抱える課題や困難は、様々な要因が複合的に重なり合って、いじめ、不登校、ひきこもり、孤独・孤立、非行といった様々な生きづらさとして表れることがあります。全ての子ども・若者が、相互に人格と個性を尊重されながら、安全に安心して過ごすことができる居場所を持ち、様々な人との関わりや多様な体験活動等を通じて、自己肯定感や自己有用感を高めるとともに、他者を尊重する人権意識を育てることが重要となります。

こうしたそれぞれの子ども・若者の状況に応じた支援が、義務教育の開始・終了年齢や、成年年齢である18歳、また20歳といった特定の年齢で途切れることなく切れ目なく行われるよう、教育・保育、保健、医療、療育、福祉といった様々な分野の関係者が有機的に連携し、子どもや若者、子育て当事者が将来への安心感や見通しを持つことができる社会をつくっていかねばなりません。

島根県ではこれまで「しまねっ子すくすくプラン」、「しまね青少年プラン」及び「島根県子どものセーフティネット推進計画」において、子育て支援、子ども・若者支援、子どもの貧困対策を実施してまいりましたが、子ども基本法や子ども大綱を踏まえ、県が進める子ども施策の取組の内容、目標等を明確にするため、新たな「しまねっ子すくすくプラン」に他の計画を一元化し、島根県子ども計画として策定することとしました。

この計画に基づき、島根県では、子ども一人ひとりが健やかに成長することができるよう、幼児期の教育・保育、子育て支援の適切な量の確保・質の向上等に取り組むとともに、困難を抱える子どもや若者、子育て家庭を早期に発見し、保護・支援につなげる体制の強化を図り、全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができ、若い世代が子どもを産み育てることに希望が持てる社会づくりを目指します。

2 計画の性格（法定計画、他の県計画との関係等）

この計画は、こども基本法第 10 条第 1 項の規定に基づく「都道府県こども計画」として、下記の個別法に基づく計画を一体化し、県のこども施策を総合的に推進することを目的として策定しています。

- ・ 次世代育成支援対策推進法第 9 条第 1 項に基づく都道府県行動計画
- ・ 子ども・子育て支援法第 62 条第 1 項に基づく都道府県子ども・子育て支援事業支援計画
- ・ 母子及び父子並びに寡婦福祉法第 12 条第 1 項に基づく都道府県自立促進計画
- ・ 子ども・若者育成支援推進法第 9 条第 1 項に基づく都道府県子ども・若者計画
- ・ こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第 10 条第 1 項に基づく都道府県計画

また、この計画は、島根創生計画をはじめ、下記の県計画との整合性を図り、連携して施策を推進します。

- ・ 島根県男女共同参画計画
- ・ 島根県社会的養育推進計画
- ・ 島根県保健医療計画
(成育医療等基本法に基づく成育医療等基本方針を踏まえた「健やか親子しまね計画」を含む)
- ・ 島根県地域福祉支援計画
- ・ 島根県自死対策総合計画
- ・ 島根県障がい者基本計画
- ・ 島根県障がい福祉計画・島根県障がい児福祉計画
- ・ しまね教育振興ビジョン
- ・ 島根県教育大綱
- ・ しまねの架け橋期の教育ガイド
- ・ 島根県人権施策推進基本方針

3 計画の対象者等

この計画に定めるこども施策とは、次の3つを言います。

- ・ こどもの健やかな成長や、結婚・妊娠・出産・子育てに対する支援を主たる目的とするこども施策
- ・ こどもや子育て家庭に関係する施策
- ・ こどもに関する施策と連続性を持って行われるべき若者に関する施策

また、この計画の施策の対象者は、こども基本法及びこども大綱に定める「こども（心身の発達の過程にある者）」と「若者」、「子育て当事者」です。

○「こども」は次の区分に分けられます。

- ・ 「乳幼児期」（義務教育年齢に達するまで）
- ・ 「学童期」（小学生年代）
- ・ 「思春期」（中学生年代からおおむね18歳まで）
- ・ 「青年期」（おおむね18歳以降からおおむね30歳未満。施策によってはポスト青年期の者も対象とする。）

○「若者」には法令上の定義はありませんが、前述の「思春期」及び「青年期」にあたるため、「こども」と「若者」は重なり合う部分があります。

○「ポスト青年期の者」とは、青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する、40歳未満の者をいいます。

4 計画の期間

計画の期間は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間とします。